

第三者行為にあったとき

～被保険者証を使用する場合は届出が必要です～

第三者行為とは、第三者と接触または衝突等の交通事故、暴力行為、他人の飼っている動物に咬まれた等、第三者による行為が原因でケガを負い、治療を受けることになった場合をいいます。

その治療を受ける際に**治療費の自己負担を軽減するための一時的な救済措置として、被保険者証等を使用し治療を受けることができますが、その場合は組合に届出をしていただく必要があります。**

本来は、加害者側が治療費の損害を賠償する義務がありますが、被保険者証等を使用して治療を受けた場合、治療費を加害者の代わりに組合が立て替えて支払うことになります。

組合が届出による詳細内容の把握をしたうえで被害者に**給付した治療費を加害者側に請求するため、必ず届出をお願いいたします。**

また、自損事故は第三者行為にはなりませんが、被保険者証等を使用し治療を受ける場合は、同様に届出が必要です。

皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

※過失割合の大小に関わらず、組合の被保険者を「被害者」、相手方を「加害者」として扱います。



負傷原因調査票提出のお願い

組合では、国民健康保険法第66条に基づき、毎月10日前後に医療機関等からの請求内容を確認し、ケガの原因が第三者行為、または自損事故によるものであると疑わしい方に対してご自宅宛に負傷原因の調査票を送付させていただいておりますので、**必ず期限までにご提出くださいますようお願いいたします。**

注意事項

①以下の場合は、組合員の方に加害者側に請求するべき治療費の全額、または一部を負担していただくことがあります。

- 国民健康保険法施行規則により届出義務があるにも関わらず、届出がなかった場合
- 示談等により組合が加害者側に治療費の請求ができなくなってしまった場合
- 組合が加害者側に請求したが、被害者側にも道路交通法違反等による過失があり、過失相殺によって組合が立て替えた治療費の100%を回収できなかった場合
- 国民健康保険法第60条及び第61条の規定に違反し、給付制限にあたると組合が判断した場合
- 正当な理由なしに国民健康保険法第62条及び第63条の規定に違反した場合

②**工作中、または通勤中のケガの場合は、原則被保険者証等を使用して治療は受けられません。**

※労災保険からの医療給付となりますので、労働基準監督署へのお手続きをお願いいたします。

